

# 廃棄物処理法違反事犯における意味の認識と 違法性の意識

菅 沼 真也子

## I. はじめに

行政法違反事犯では、行為者が当該法規を知らないがゆえに、行為者が誤って認識した事情が事実の認識に関わるものなのか違法性の認識に関わるものなのか即座にはわからない場合がある。環境犯罪はその代表的な例で、行為者がある物を収集したり投棄したりしたが、当該物がそれぞれの構成要件において規制の対象となる物であるかが問題となることがあり、それと同時に、行為者が当該物を規制対象物ではないと考えていたことについて、構成要件該当事実の認識を欠いているのか自己の行為の違法性の意識を欠いているのが問題となりうる。廃棄物処理法違反事犯でいえば、「当該客体を処理すること」それ自体の認識では廃棄物処理法の各構成要件該当事実の認識を即座に認めることはできず、「廃棄物たる客体を処理すること」という認識があつて初めて本罪の事実の認識があつたと認められることがある。それゆえ、個々の物自体の認識と併せて、「廃棄物であること」等の認識が要求される点で、まさに行為者が当該構成要件の意味の認識を有していたかが争点となりうる。本稿では、廃墓石の無許可収集事案を素材として、環境保護にかかわる法規に違反した事例において、行為者が当該構成要件のどのような意味内容を認識していることが求められるのか検討する。

## II. 廃墓石の無許可収集事案

### 1. 事実の概要と訴訟の経緯

廃棄物処理法違反事犯で行為者の故意が正面から問題とされた事案として、広島高裁岡山支部平成28年6月1日判決・裁判所ウェブサイト掲載（以下、「本事案」ないし「廃墓石事案」とする。）がある。ここでは、被告人が無許可で石材業者から廃墓石を収集し運搬したことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）25条1項1号、14条1項、32条1項1号違反の罪（以下、「無許可収集運搬罪」という）で起訴され、被告人の行為の構成要件該当性ならびに違法性の意識の可能性の有無（故意）が争点とされた。

弁護人は、①被告人が運搬した台石等（以下、これを「本件台石等」とする。）は自然石であり、廃棄物処理法施行令（以下「施行令」という。）2条9号の「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」における「その他これに類する」「物」は人工物を指すと解されるから、本件台石等はこれに該当せず、また被告人らは本件台石等を再利用する計画であったから「不要物」には当たらない、②被告人は専ら再生利用を目的として運搬していたことから、廃棄物処理法14条1項ただし書の「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者」にあたる、③被告人の行為は可罰的違法性を欠く、④被告人は、本件台石等は廃棄物ではないと信じており無許可収集運搬罪の故意を欠く、と主張した。これについて原審（岡山地倉敷支平平成28年1月27日公刊物未登載）はいずれの主張も認めず、無許可収集運搬罪の成立を認めている。

### 2. 判旨

広島高裁岡山支部は、次のように述べて上記4つの主張を認めず、控訴を棄却した（広島高裁岡山支平平成28年6月1日裁判所ウェブサイト掲載）。

①について、「施行令2条9号のいう『工作物』の典型例は、家屋、ビル、

橋などの建造物であるが、これらの組成物に自然石が含まれていることがあるのは周知の事実である。建造物の組成物ともなる自然石を同号の規定する『物』から除外する旨の規定は存在しない」こと、「廃棄物処理法が保護法益とする『生活環境』は、直ちに住民の生活や健康に影響を及ぼさない場合でも、無法な投棄が『環境破壊』をもたらすことから広くその危険行為を処罰するという趣旨のものであることは明らかである。このような側面から見てコンクリートと自然石とを区別する理由はない」ことを挙げて、「以上によれば、施行令2条9号の工作物の除去等から生じる『コンクリート破片その他これに類する』『物』には、自然石も含まれ、本件台石等もこれに該当する」とした。さらに、「他人に有償譲渡できない物は不要物というべき」とした。

②について、廃棄物処理法14条1項ただし書の「再生利用」というのは、「産業廃棄物の再生利用が事業として確立されたものであり、かつ継続して行われている状況にあることが必要であると解すべきである。いかに有用な利用方法が発見開発されて実際に利用され始めているとしても、事業としての確立性と継続性がない場合は、将来、不法投棄される可能性が残されており、危険性はなくなったとはいえない。したがって、このような状況が明らかでない場合には、上記の『再生利用』と認めることはできないというべきである」として、本件について「本件台石等について、再生利用事業が確立されていたり、継続して行われたりしていることは窺われない」とした。

③について、「産業廃棄物の無許可処理を処罰する規定は、産業廃棄物の不法投棄が環境等に影響を及ぼすことから、これを防止するため、処理を許可制とし、無許可の者に処理の禁止を命じ、その禁止命令を順守させるため、その命令違反にあまねく刑事罰を科すことによりその立法目的を達成しようとするいわゆる形式犯であるから、禁止命令に反する行為がある以上、当然に処罰の対象となるものであり、法益侵害やその危険の有無及び大小を理由に可罰的違法性の有無を論ずる余地はない」とした。

④については、諸般の事情に鑑みれば「A県は廃墓石を廃棄物として扱ってこなかったという指摘も直ちに誤りとまでは断じ難」く、「また、本件故意の

対象となるべき『廃棄物』について、『宗教的感情の対象物』として取り扱っているかどうかという基準によることや、これを各時点で行政が判断するというのでは、『廃棄物』となる範囲があいまいとなることを考えれば、石材業者等を中心にして、業者側が『宗教的感情の対象物』のように廃墓石を取り扱ってさえすれば、廃墓石はおよそ廃棄物として扱われないという誤解を生じさせたとしても不思議はなく、このような運用の故に故意を阻却するという場合もないとはいえない」としたうえで、「被告人は、石材業者の資材置場に山積みされたり、ぞんざいにも扱われたりしていた廃墓石を、料金を受け取って不要物として受け取り、これを山中に埋めるなど投棄をしたのであり、被告人自身も不法投棄に当たるのではないかと危惧したこともあることなどからすれば、被告人は自分がやっていることが、不法投棄であると認識し、あるいは未必的に認識しながら、これを行っていたことは明らかであり、廃墓石を『廃棄物』として扱っていたものと認められる」と述べて、「被告人は、少なくとも本件台石等が廃棄物に当たることを未必的に認識していたことは明らかであり、違法性を意識する可能性があったと認められる」と結論付けた<sup>1)</sup>。

### Ⅲ. 本件台石等の産業廃棄物該当性

#### 1. 人工物と自然物との区別の合理性

本事案では上記の通り4つの点が争われたが、そのうち②と③は法解釈の問題ないし客観的事実の認定に関するものであって行為者が認識すべき事実には当たらないと考えられるため、ここでは①と④を検討対象とする。

本件台石が廃棄物に当たることは問題なく認められるので、①の検討において主眼となるのは、本件台石の産業廃棄物性である。廃棄物処理法2条4項1

1) 本判決の評釈として、高橋信行・法学教室437号42頁、前田雅英・捜査研究66巻4号13頁、岡部雅人・刑事法ジャーナル52巻135頁、小池直希・早稲田法学94巻1号309頁、阿部鋼・法学新報126巻5・6号151頁、佐藤泉・環境法研究45巻65頁。

号は、産業廃棄物を「事業に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」と規定しており、本件台石等はこのうち「その他政令で定める廃棄物」に当たるかが問題となる。「その他政令で定める廃棄物」は施行令2条で具体的に定められており、本事案においては、施行令2条9号「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」のうち、「コンクリートの破片に類する物」かが争点となっている。これについて被告人側は、施行令2条9号に列挙されている廃棄物は人工物を指すという趣旨であるとの理解のもと、自然石である本件台石等はこれに当たらないとの主張をしていることから、施行令2条9号は人工物に限定されるのか、限定されないとして、本件台石等が施行令に規定された不要物に当たるかが問題となる。

被告人側が本条の客体について人工物に限定されるとの解釈の根拠としている最高裁昭和60年2月22日決定（以下、「昭和60年決定」という。）は、家屋等の除去に伴い不要となった木材等を被告人が自治体の長の許可を受けずに収集・処分した行為において、本件木材等が当時の施行令1条9号「工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」に当たるかが争われた事案について、最高裁が、本条に掲げる産業廃棄物は「工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類するレンガ片、鉄筋片等の不燃物をいうと解すべきであるから、家屋等の除去に伴い不要となった木材（いわゆる廃木材）が右の産業廃棄物にあたらぬ」としたものである。本条のこのような理解は当時の厚生省通知を是認したものであるが<sup>2)</sup>、本条が産業廃棄物を紙、木、繊維、ゴム、金属、ガラスといった形で廃棄物の素材によって個別に規定していることに鑑みれば、「コンクリート破片その他これに類する不要物」というのは、建設廃材の中でコンクリート破片に類する物を規制対象としていると捉えるべきである。そして昭和60年決定は、産業廃棄物は「不燃物」に限定されることを示したにとどまるものであって<sup>3)</sup>、同決定の趣旨を

2) 判タ550号140頁参照。

3) 高橋省吾「最高裁判例解説・刑事編<昭和60年度>」26頁。

本条の客体を人工物に限定するものと解するのは深読みしすぎていると考えられる<sup>4)</sup>。

施行令2条9号が「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不燃物」を規制対象としていると捉えれば、コンクリート破片は単なる例示であって物自体のコンクリートとの類似性は問題とはならず、家屋等の工作物の新築等に伴って生じた不燃物であれば本号に当たると解され、この点でも人工物と自然物に分けることに合理性はないといえよう。

## 2. 本件台石等の産業廃棄物該当性

施行令2条9号の対象物が人工物に限られないとして、本件台石等が「コンクリートの破片に類する不要物」に当たるかという問題は残る。これは、①「コンクリートの破片に類する物」に当たるかという問題と、②「不要物」に当たるかという問題を含んでいる。

まず①について、「その他これに類する」「物」は、すでにその文言自体において類推を許容しているものであるが<sup>5)</sup>、そのことを踏まえたうえで、コンクリートと本件台石等それぞれを投棄した場合の環境に対する影響を考慮してこの文言の意義を明らかにする必要がある。廃棄物処理法1条によれば、同法の目的は「生活環境の保全」と「公衆衛生の向上」であるため、これを害するような物の投棄が法益侵害行為に当たりうる。本判決は、「廃棄物処理法が保護法益とする『生活環境』は、直ちに住民の生活や健康に影響を及ぼさない場合でも、無法な投棄が『環境破壊』をもたらすことから広くその危険行為を処罰するという趣旨のものであることは明らかである」とし、「このような側面から見てコンクリートと自然石とを区別する理由はない」としている。

廃棄物処理法等の環境犯罪は「環境」を保護の対象とする公共危険犯の一

4) 岡部・前掲注(1)137頁。

5) 古江頼隆「判評(最高裁昭和60年2月22日決定)」警察研究62巻7号49頁、岡部・前掲注(1)138頁参照。

種であるところ<sup>6)</sup>、環境保全のために、「重大な結果発生が予測される行為は、これを結果発生前に禁止して、事前の抑止を達成」しようとするものであるから、広く環境破壊をもたらしうる行為を処罰対象とする抽象的危険犯であるといえる<sup>7)</sup>。本件台石等を無許可で収集することが直ちに住民の生活や健康に影響を及ぼさなくとも、無許可で収集された物が適切に処理されずに投棄されたときには、本件台石等は性質上自然に還るものではないから「コンクリート破片と同様に自然還元、処理が困難な物」であって<sup>8)</sup>、コンクリート破片を投棄した場合と同様の環境破壊の危険性があるといえる。

次に②については、産業廃棄物であるおからを無許可で収集した事案において「おから」が当時の施行令2条4号にいう「不要物」に当たるかが争われた最決平成11年3月10日刑集53巻3号339頁（以下、「おから事件」という。）で、「不要物」の意義が明らかにされている。おから事件では、『不要物』とは、自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいいうとされ、これは「その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当」とされているところ、本事案では、本件台石等が石材業者にとって自ら利用することもなく、また他人に有償譲渡できないために不要になったと認められている点で、基本的小から事件と同様の見地から不要物性が判断されていると考えられる<sup>9)</sup>。

#### IV. 故意と違法性の意識

##### 1. 意味の認識と違法性の意識

本事案では、被告人が廃墓石を廃棄物ではないと信じていたということを根

6) 長井圓『未来世代の環境刑法2〔Principles 原理編〕』（信山社、2019年）57頁。

7) 長井・前掲注（6）70頁以下。

8) 古江・前掲注（5）50頁、岡部・前掲注（4）138頁。

9) 今井康介「廃棄物処理法における無許可収集・運搬事件についての一考察——廃墓石収集・運搬事件を参考にして——」早稲田大学大学院法研論集第161号14頁。

拠として、被告人側から違法性の意識の可能性がなかったと主張されている。違法性の意識の可能性を故意の要素とするのは制限故意説であるが、近時の下級審では本説が採用されていると捉えられており<sup>10)</sup>、被告人側の主張も本判決もこの立場を踏襲している。

もっとも、本判決では、故意の検討部分で「少なくとも本件台石等が廃棄物に当たることを未必的に認識していたことは明らかであり、違法性を意識する可能性があったと認められる」と述べられていることから、ここでは、「廃墓石は廃棄物ではないと信じていた」という事情が事実の認識と違法性の意識の両方の観点から検討され、両者とも認められることが肯定されているように読み取られる。そうすると、この「被告人が廃墓石を廃棄物ではないと信じていた」という事情はいかなる性質の誤信か、事実の認識と違法性の意識をどのような関係にあるのか、という疑問が生じる。

## 2. 廃棄物処理法違反の故意として必要な意味の認識

廃棄物処理法は「廃棄物処理法上規制の対象となっている廃棄物を違法に処理すること」を処罰対象としているので、故意としても規制対象物たる廃棄物を処理するという認識、すなわち廃棄物性の認識が要求される。廃棄物とは汚物ないし不要物と定義されるところ（廃棄物処理法2条）、客体が生ごみやし尿のように汚物に当たることが明らかな場合であれば、客体の廃棄物性はほとんど問題とならないが、そうでない場合には、廃棄物性の判断に際して当該客体に対する規範的評価が必要となりうる。それゆえ、「廃棄物」という概念は、客体の性質次第では意味の認識を必要とする構成要件要素（規範的構成要件要素）に当たる<sup>11)</sup>。

本事案についてみれば、本件台石等の産業廃棄物該当性（構成要件該当性）

10) 制限故意説の立場から違法性の意識の可能性を否定した裁判例として、大阪高判平成21年1月20日判タ1300号302頁。違法性の意識に関する判例の状況の詳細については、拙稿「違法性の意識に関するわが国の判例の状況」中央大学大学院研究年報第41巻128頁を参照。

11) 阿部・前掲注(1)196頁。



が争点とされ、廃棄物処理法の保護法益や趣旨からこれが検討されている点で、本件台石等はその外観から直ちに規制対象物であることが明らかとはいえない客体に当たることから、故意としても「廃棄物たる本件台石等」という意味の認識を被告人が有していることが必要となる。そして、被告人が「本件台石等を廃棄物ではないと信じていた」と主張するならば、これは廃棄物性の認識にも結びつく。そうすると、本事案では、違法性の意識の問題に先立って、無許可収集運搬罪の故意として必要な意味の認識として、廃棄物性の認識があったといえるのかが検討されなければならない。

では、ここで被告人が認識すべきところの「廃棄物性」の意味内容というのはいかなるものであろうか。本判決では、廃棄物処理法の目的が「不法投棄の防止」であることを基礎として、①石材業者にぞんざいに扱われていた本件台石等を料金を受け取って収集しているという行為と、②これらの物を山中に投棄していたという行為を挙げて、ここから、被告人が自己の行為について不要物の不法投棄に当たる可能性があるという認識を有しており、それゆえに本件台石等を廃棄物として扱っていたことが明らかであるとされている。「廃棄物として扱っていた」というのはすなわち「本件台石等を廃棄物だと認識して扱っていた」ということを意味すると考えられるので、この判示部分から、本件台石等の廃棄物性の認識が肯定されていると捉えることができる。

本事案では、行為者が認識すべき事実として、客体が不要物であること、ならびに自己の行為が不法投棄であることが挙げられている。①は客体が不要物であることの認識と関係し、②は行為が不法投棄に当たることと関係する事情であることから、ここでは、廃棄物性とは①客体の不要物性と②行為の不法投棄該当性を指し、これらの認識があれば廃棄物性の認識が認められる、という考え方が採られていると思われる。意味の認識を「法規制の基礎となった事実の属性の認識」ないし「刑法が着目する属性の認識」と捉える見解に立てば<sup>12)</sup>、本事案での廃棄物性の意味内容は、廃棄物処理法による規制の基礎と

12) 意味の認識に関する各学説については、拙稿「故意における『社会的意味の認識』の内容」商学討究第74巻第1号95頁以下で検討している。本稿で採用している

なった事実の属性から導かれることになるから、本判決のように法規の目的から行為者が認識すべき事実の内容を導くことは妥当であるといえよう。

そして、不要物を投棄するからこそ②の不法投棄の認識があると認められることとなると考えられるので、本事案では、①の本件台石等が不要物であることの認識がもっとも重要となり、これを基礎づける事情を行為者が認識していることが必要となる。この点、①を肯定する事情として挙げられた、石材業者によるぞんざいな取扱いや有償での引取りという事情は、おから事件で挙げられた総合考慮すべき事情のうち、前者は客体の取扱い形態、後者は取引価値の有無とかかわるものであり、不要物性を基礎づける事情として妥当なものである。以上のことから、被告人には廃棄物性の認識があったといえる。

### 3. 違法性の意識

故意に関しては、本事案ではまず意味の認識の有無が問題とされるべきであり、本判決ではこれが適切に検討されていると考えられるが、控訴理由として違法性の意識が挙げられている以上、裁判所はこの存否についても判断する必要がある。もっとも、廃棄物処理法2条9号は不要物の不法投棄を禁じる規定であることから、行為者において自己の行為が不要物の不法投棄であることの認識があれば、当該行為が廃棄物処理法に違反することも想起されと考えられる。それゆえ、本事案のような場合には、廃棄物性の認識が認められれば基本的に違法性の意識もあるといえよう。仮に本件台石等の廃棄物性の認識を阻害するような事情があれば、廃棄物性の認識がなかったと認められうることになるが、本判決において、「台石等について廃棄物性を認識できないような事情はみあたらない」と述べられていることから、このような事情はなかったことがうかがえる。

本判決では、被告人において違法性の意識自体あったと認められるものの、被告人側からの主張に即して、仮に違法性の意識がなかったとして、違法性の

---

見解は私見の立場である。

意識を持たなかったことについて相当の理由があるかが検討されたにすぎないように思われる。これについては、廃墓石が産業廃棄物に当たるという行政からの指摘や指導があったことを根拠として、「廃墓石が産業廃棄物に当たることを具体的に認識できた」とされ、さらに「上記指導の内容が誤りであると判断しても致し方ないような事情があったとはいえない」として、相当の理由はないと結論付けられている。「被告人は、少なくとも本件台石等が廃棄物に当たることを未必的に認識していたことは明らかであり、違法性を意識する可能性があったと認められる」と述べられている点でも、本事案においては、事実の認識があれば違法性の意識も認められ、もしこれがなかったとしても違法性の意識の可能性があったと認められる、ということが示されていると考えられる。

## V. まとめ

以上のことから、本事案で主眼とされるべき故意の要素は意味の認識の点であって、違法性の意識ないしその可能性は基本的には問題とならないものであったといえることができる。それゆえ、本事案を廃棄物処理法における意味の認識に関する事案と理解するのが適切であると思われる。廃棄物処理法違反事犯は行政犯罪であり、また施行令のような他の法規を参照しなければ構成要件が明らかにならないという点では白地刑罰法規の要素を含むものである。本判決は、このような場合に意味の認識として必要な内容をどのように導くか検討するための一助となるものとして、意義のあるものといえよう。

